

申2号

「就業規則の改正等について」に

関する申し入れ **提出!!**

(株)JR 東日本ステーションサービスから「就業規則の改正等について」説明を受け、議論を行ってきました。今回の改正による疑問と不安を解消し、組合員・社員の働きがいを向上させるために、以下の8項目を2月5日に会社に対して申し入れを行いました。

1. 新規採用時の年次有給休暇の付与日数見直しに伴い、現在在籍している社員等の付与日数は、以下の通りに取り扱うこと。
 - ①現在在籍している社員等の来年度の付与日数は、改正後の勤続年数に応じた付与日数とすること。
 - ②現在在籍している社員等が、来年度に持ち越す年次有給休暇の日数は、改正後の付与日数を適用すること。
2. 功労表彰の新設を行う理由を明らかにすること。また、6等級以上の社員を対象にした理由を明らかにすること。
3. 永年勤続休暇の申し込み方法について明らかにすること。
4. 永年勤続休暇の有効期間は、採用の日から1年間とすること。また、永年勤続にかかわる基準日は、採用の日とすること。
5. 住宅手当の支給要件の見直しを行う理由を明らかにすること。また、年間の住宅ローン返済額を月平均とした額が「住宅ローンの月額負担金額」算出の月の返済額になるのか明らかにすること。
6. 通勤手当の支給要件の見直しを行う理由を明らかにすること。また、公共交通機関とは具体的に何を指すのか明らかにするとともに、JR東日本以外の新幹線を利用する場合も適用されるのか明らかにすること。
7. 在級年数の短縮を行う目的と実績を明らかにすること。また、「期待する役割」の達成状況の判断は、誰がどのように行うのか明らかにすること。
8. 就業規則の改正等を実施するにあたっては、社員等に周知・説明すること。

**不安・疑問解消、働きがい向上のために
団体交渉をおこなっていきます!**



共に頑張ろう!